

民国時期における職業会計士制度生成の諸相

Some Aspects of Professional Accountants during the Period of Republic of China

邵 藍 蘭

要 旨

1918年(民国7年, 大正7年), 中国における最初の職業会計士法規『会計師暫行章程』が公布された。これは近代中国における公認会計士制度の始まりである。中国は日本と同様に, 西洋発祥の職業会計士制度や西洋的監査思考を自国に移植し, とともに平坦ではない道程を歩んできた。本稿では1918年から日中戦争までの中国職業会計士制度生成の諸相を追跡する。

目 次

- 1 はじめに
- 2 会計士制度関連法案の制定過程
- 3 世間の無理解と業務内容の内実
- 4 党員資格をめぐる政府との交渉
- 5 おわりに

1 はじめに

近代中国における公認会計士(注冊会計師)制度の始まりは1918年公布の『会計師暫行章程』であった。そのきっかけは日本留学の経験者で, 当時, 中国銀行総会計のポストについていた謝霖¹が, 大正初期の日本における会計士事務所の開設や職業会計士制度を擁立しようとする動きに触発され, 北洋政府²の農商部および財政部に対して, 中国会計士制度の制定と会計士事務所の開設を進言したことによるものであった。

西洋発祥の職業会計士制度や西洋的監査思考を自国に移植した時, 中国は日本と同様に, 社会一般のみならず政府も職業会計士とは何かを, まだ十分に

理解しておらず, そのうえ実業界の会計士への誤解も払拭できないまま, 制度化への第一歩を踏み出したのである。

民国時期における職業会計士制度に関する研究は, 日本においては全くといっていいほど, 未開拓の分野である³。一方の中国側では, 台湾を含め, 近年になって民国時期の档案史料・公文書が公開されるようになり, 民国時期の職業会計士制度に関する研究が見られるようになった⁴。

本稿は先行研究を踏まえながら, 近代中国における職業会計士制度関連法案の制定過程を概観し, その萌芽過程における社会の無理解や会計士本来の業務からかけ離れた当時の会計士の業務実態を検証し, 最後には会計士の党員資格をめぐる政府との交渉過程を整理する。

2 会計士制度関連法案の制定過程

拙稿「中国における初期の簿記書」においても触れたように, 近代中国における公認会計士業の萌芽は遅いだけでなく, その発展も非常に緩慢であった。

1 謝については拙稿「中国における初期の簿記書」を参照されたい。

2 民国時期を政治政権の視点から時代区分する場合は, 北洋政府期(1912~1927年)と国民政府期(1927~1949年)からなる。北洋政府は1912年中華民国成立後, 袁世凱が設立した北洋軍閥統治下の国民政府とのことである。

3 日本で見られるこの分野の研究はつぎの2点のみと筆者は認識している。一つは民国時期の中国会計士制度をリアルタイムで日本に紹介した1920~30年代における有本邦造の研究資料である。なお, 有本については拙稿「民国時期における日中会計の交流」を参照されたい。もう一つは, 主に有本の資料をベースにした大島正克の「中国国民革命期における中華民国の近代会計制度の生成と発展」である。

4 たとえば中央研究院近代史研究所档案館(台北)所蔵の史料および上海市档案館所蔵の上海市会計師公会档案を利用した林美莉の「專業与政治: 上海会計師公会与国民政府的互動(1927-1931)」(2004年), 上海市档案館所蔵の民国時期の会計師事務所および上海会計師公会の档案資料を駆使した杜恂誠の著書『近代中国鑑証類仲介業研究——上海的注冊会計師』(2008年)がある。

19世紀末から20世紀初頭、中国人より先立って上海で会計士業を行う外国の会計士事務所はあった。在華外国人会計士事務所の顧客層は、主に洋行(在華外国企業)、税関、塩務、鉄道、郵政および私営商工業であった。また、これらの事務所は租界会審公廨が指定する中国人に関連した破産手続きや経理訴訟の監査も引き受けていた。そこで、中国(人)と外国(人)との経済紛糾を仲裁する際に、外国人会計士は往々として外国側の肩を持ち、中国側の利益が十分に保障されなかった。

このような現実を目のあたりにして、日本留学の経験者で、当時、中国銀行総会計のポストについていた謝霖は、日本における会計士事務所の開設や職業会計士制度を擁立しようとする動きに触発され、中国の主権と民族利益の保護を図るために、1918年6月、北洋政府の農商部および財政部に対し上書し、「中国会計士⁵制度」の制定と会計士事務所の開設を進言したのである。

1918年9月7日、北洋政府は謝起草の『会計師暫行章程』10条を公布・実施した。謝は当該章程にしたがい会計師資格を申請し、審査合格を経て、農商部より第1号会計師証書を授与され、これによって謝は中国における最初の会計師となった(謝, 1941)。1918年の『会計師暫行章程』は、中国歴史上最初の会計師法規となり、中国公認会計師業の誕生を意味した重要な法規である。

謝は会計師証書を授与された後、秦開、楊曾詢(「洵」と書くこともある)と共同で北京と天津に「正則会計師事務所」を開設し、当該会計師事務所は中国における最初の会計師事務所となった⁶。

『会計師暫行章程』第1条は会計師資格についてつぎのように規定する。中華民国人、満30歳以上の男性で、

- 1, 国内外大学の商科或は商業専門学校において3年以上在籍・卒業し、学位を取得した者
- 2, 資本金50万元以上の銀行や会社にて会計担当の要員として5年以上勤務する者

以上二つの条件を具備した者は会計師資格を申請することができる。ところがこの資格制限は余りにも厳しく、それ故1921年7月まで、会計師証書を取得した者はわずか13人であった(徐, 1936)。

1923年5月3日、農商部は『会計師暫行章程』第1条を改定し、主に二箇所の変動があった。一つ目は最初からあった性別に関する制限を取り消し、女性も注冊会計師になれるようになった。二つ目は会計師になる条件がつぎのように緩和された。

- 1, 国内外大学或は専門学校工商科或は経済科にて、会計学を主要履修課程の一つとし、3年以上在学し、卒業して卒業証書を有し、並びに一定の経験を有する者
- 2, 資本金50万元以上の銀行や会社にて会計担当の要員として5年以上継続勤務する者

以上いずれか一つの条件を具備した者は会計師資格を申請することができるようになった。

1925年3月、上海中華民国会計師公会(協会)が結成され、会計師業のさらなる発展を模索した。その一環として会計師法規の一層の整備を政府に働きかけた。杜(2008:7-8)の研究によると、1926年3月22日、公会理事会は公会法規委員会により起案した会計師法規草案29条を北京農商部に送呈し、採択実施を要請した。しかし、農商部はただ「酌量採択」と返答し、あいまいな先延ばし態度を取っていた。

1927年、政治政権が変わり、南京国民政府が成立し、会計事務の行政官庁も財政部が変わった。そこで、上海中華民国会計師公会改組準備委員会は、新政権の財政部に上申書を提出し、改めて会計師法規の件について言及し、採択実施を要請した。上申書は、中国の会計師制度が出現して間もなく、会計師業務の発展および社会信任の確立については、完全な法律があつたうえで初めて可能となるものであると訴え、現に援用している会計師法規は、1918年9月北洋政府農商部が公布した『会計師暫行章程』11条であつて、修正する時期にきている(杜, 2008:7-8)と提言した。

1927年8月22日、国民政府は財政部の『会計師注冊章程』および『会計師覆験章程』を公布した。

1929年、会計師事務の行政官庁は財政部から工商部に移行し、同年3月25日、工商部は『会計師章程』36条を公布し、財政部の『会計師注冊章程』が同時に廃止された。

1930年1月25日、国民政府は『会計師条例』25条を公布・実施し、工商部の『会計師章程』は同時に

5 Chartered AccountantまたはCertified Public Accountantはそもそも中国に存在していなかった職業であり、謝は民国7年(1918年)6月政府にその導入を提言した時、弁護士(中国語で「律師」)、医師、エンジニア(中国語で「工程師」という職業的専門家の命名にちなんで「会計師」という名称を創ったのである(謝, 1941)。

6 しかし実際に最も早く営業を開始したのは1921年9月21日、上海で開業した徐永祚会計師事務所である(杜, 2008:6)。

廃止された。この1930年の『会計師条例』は「他の法律と同様に、立法院によって可決された法律であるが故に、会計師は正式に法律上の地位を獲得したことになるのである」(謝, 1941)。当該条例は会計師の資格についてつぎのように規定する。「国立或は国内教育部立案による、また国外教育部の認可を経た公私立大学、独立学院或は専門学校の商科或は経済科卒業の者、並びに専門学校以上の学校において会計主要科目2年以上教授した者、または公務機関或は実収資本10万元以上の会社において2年以上会計主要担当員たる者は、工商部の審査を経て合格する者」は会計師として批准されることができる。

工商部はさらに1930年2月18日と9月11日、それぞれ『会計師審査規則』と『会計師条例施行細則』を公布した。その後会計師事務は実業部の管轄に移り、実業部は『会計師条例』と『会計師条例施行細則』を改定し、改めて公布した。

1933年10月、会計師事務もまた經濟部に移管されることになった。1935年5月4日、『会計師条例』修正案が立法院を通過し、公布施行された。

これまで見てきたように、民国時期という混乱期において、会計の行政官庁が頻繁に変わり、それでも公認会計士制度の整備が途切れなく行われ、1918年から1935年までの17年間、計6回の改定がなされてきた。その結果、「政府においても社会においても、会計師が弁護士(弁護士)、医師、エンジニアと同様に、一種の専門職業であることは認知されつつある。しかも各法律の中でその地位を獲得してきた」(謝, 1941)。

3 世間の無理解と業務内容の内実

1918年に始まった中国職業会計士制度は、日中戦争勃発までの十数年間、法的地位の獲得と政府の承認を得てきたとみることができた。しかし、中国会計士業の発展は先進国の英米と比べると、その幼稚さが明らかである。日本にさえ後塵を拝していると当時の会計人が嘆いていた。たとえば1920-30年代上海で最も著名な会計師徐永祚は1933年の論考の中でつぎのように述べている。「日本は計理士法を公布したのが民国十六年(1927年)であって、中国よりも遅れている。しかし会計士の人数は4100人以上になっている。……我国の状況を見ると、この十数年、会計師人数は1700-1800人までに増えたが、実際に業務に従事する者は恐らく十分の一に満たな

い」(徐, 1933)。

会計士業がなかなか発達しない原因⁷は、法整備の不十分、会計士業自身の規模や内部組織の問題、高額すぎる会計師費用など多岐に亘るが、最も重要な原因は2つあると思われる。一つは商工業の未発達である。この点については大島の指摘したとおり、「地場産業としての中国の商工業はまだ十分に発達しているとはいえない状態にあり、したがって会計プロフェッションに対する需要も多くはなかった」(大島, 1998)。もう一つは社会の無理解である。

ここでは民国時期の会計人が当時の職業会計士の現状を論ずる幾つかの記述を見てみよう。

王澹如は「論我国会計師事業不発達之原因」(1928年)の中でつぎのように述べた。「会計師という概念はわが国で知られるようになったのが僅かこの十数年来のことである。実業界から社会一般まで、会計師業に対する理解が欠けている。会計師とは何かを理解している人はいないわけではないが、整備されていない現行制度のもとで、彼らは会計師の任用に踏み切れないままである。一方では、会計師とは何かを分かっている一般の人々は、会計師を不吉の象徴と見なしている」。

徐永祚は「中国会計師事業」(1933年)の中で、「会計師の職務および効能について、今日においては一般の人々はほとんど誤解をしている。すなわち、一つは、会計師は当事者の委託を受け、他人の帳簿上の粉飾や誤謬を検査する者である。もう一つは、会計師は官庁の命令もしくは当事者の委託を受け、企業の破産清算事務を担当する者である、とする誤解であった。この二つの誤解があったがゆえに、人々は会計師を不吉の者として見なし、破産整理や粉飾発覚ということが起きない限り、絶対に会計師を任用しない」と記述した。

奚玉書は「我国会計師事業之展望」(1939年)の中で、「我国会計師事業は民国七年(1918—筆者注)に初めて現われた。その時会計師の名称が創始されて間もなく、会計師の職務とは如何なるものや、世間ではぼんやりした理解しかもっていなかった。知識人階層でさえ明晰した観念をもたなかった。しかるに会計師資格証書を取得した者は寥若晨星(夜明けのまばらに残る星のように少ない—筆者注)。……社会心理の観点から会計師の発展を考察してみ

7 王(1928)の「論我国会計師事業不発達之原因」と杜(2008:15-33)による「近代中国注册会计师行业不发达的原因」についての分析を参照されたい。

ると、実に興味深いものがある。つい十年前、かなりの数の企業経営者は、帳簿監査のために会計師を招き入れること自体は不信任の現われと考え、不快を覚える。……また古いタイプの企業人は、帳簿内容が企業秘密であるとの考え方をもっている。すなわち、帳簿を会計師に見せるということは、企業の内部情報を外部者に漏洩することに等しいという伝統的な考え方が存在していたのである。

このように、中国の土壤に馴染みにくかった会計師という職業が、広く理解されないうまま導入されたため、一方では会計師本来の監査・証明業務の展開が難しく、もう一方では、世間から時には会計師の本来の業務を越えた広範囲の業務を会計師に依頼するようになっていた。

会計師の業務規定について、1918年『会計師暫行章程』第6条は、「会計師は委託を受けた時、会計の組織、査核⁸、整理、証明、鑑定、および和解に関する各事務を処理することができる」と規定している。この中で、いうまでもなく会計師に最も相応しい民間監査としての職責は証明と監査業務である。

南京国民政府になってから、徐永祚起草の1930年『会計師条例』第1条は会計師の業務範囲を3つの側面から規定した。

- 1、会計師は公務機関の命令或は当事者の委託を受けた時、会計の組織、管理、稽核⁹、調査、整理、清算、証明、および鑑定に関する各事務を処理することができる。
- 2、会計師は検査員、清算人、破産管財人、遺囑執行人、およびその他の信託人に充任することができる。
- 3、会計師は納税および登記手続を代行し、並びに会計および商事に関する各種文書を代筆することができる。

ここでは、なぜ「納税および登記手続の代行と会計および商事に関する各種文書の代筆」といった英米の会計師にない業務内容が、『会計師条例』の中に

組み込まれ、法制化されたのか。それは徐の解釈によれば、当初会計師条例を起草するとき、当該業務は世界各国の会計師法規には見当たらない規定であることを承知していた。しかし、「会計師業の未熟さ」、「会計師職務に対する社会の無知」を鑑み、さらに、徐自身は「会計師業務に従事する当初から、しばしば会社や商家のために登記業務を行い、会社定款を制定したり、また彼らに商法上の諸問題の解釈を提供したりしていたので、時間がたつにつれ、世間はこれらの業務も会計師のあるべき職務であると見なしてしまっただのである」。そこで、彼は会計師条例の草案を起草する時、この職務も条例の中に入れ、よって会計師の法定職務になったのである(徐、1933)。

すでに述べたように、「旧来の商慣習では、帳簿検査を受けることは経営者や従業員にとってみっともない、不名誉な事である。「査帳」(帳簿検査)、「監査」、「破産証明」といったことは当時の経営者にとってタブーであった」(魏、2007)ため、また会計師側も顧客を獲得するために、時には会計師の本来の監査業務と掛け離れた業務を引き受けざるを得ないことになっていた。そのため、会計師の実際の業務執行状況では、むしろ登記代理などの業務が最も多く、本来の監査業務は少なかった。

4 党員資格をめぐる政府との交渉

すでに考察したように、南京国民政府成立後、1927年8月22日、『会計師注册章程』および『会計師覆験章程』¹⁰が公布された。『会計師注册章程』および『会計師覆験章程』には従来まで見られない重要な会計師の資格規定があった。すなわち

『会計師注册章程』第3条の2 国民党党員にして党部の証明を経たる者

『会計師覆験章程』第2条の2 国民党党証或は入党証明の文件

8 査核は帳簿を検査・照合することである。

9 稽核は帳簿を付き合わせ、検査することである。

10 新旧政権下の会計師資格の問題について大島(1998)はつぎのように整理している。すなわち北京国民政府(北洋政府)公布の『会計士暫行章程』による会計師執照(免許)を取得している会計師は、北京国民政府の支配領域で業務活動し、南京国民政府が公布した『会計師注册章程』による会計師執照を取得している会計師は、南京国民政府の支配領域で業務活動することとなった。『会計士暫行章程』は1918年に公布されているために当然に人数も多く(記録では284名)、それでも北京国民政府の勢力範囲が強い間は、問題も少ないと言えようが、北伐が進み、南京国民政府の勢力範囲が拡大するにつれ、北京国民政府の執照の適用範囲は狭められるようになり、逆に、『会計師注册章程』による会計師であることが重要となってきた。南京国民政府は、当初より『会計師注册章程』を公布すると同時に、北京国民政府の「会計士暫行章程」による会計師を南京国民政府の傘下に組み入れるべく、会計師の執照の覆験つまり変換証明のための規定である『会計師覆験章程』を公布していたため、『会計士暫行章程』から『会計師注册章程』への覆験も円滑に進んだ(具体的には、財政部が覆験申請者を審査して合否を決定した)といえる。

11 条文については有本(1930:330・337)を参照した。

という条文¹¹が加えられ、会計師を国民党へ組み入れ、「以党治国」(党を以て国を治める)の一助としたのである(大島, 1998)。

「国民党黨員でなければ会計師となる資格要件を満たさない」という規定に対して当時の会計士(団体)はどう受け止め、その撤回を求めどのような交渉を行ってきたのか、これまでその詳細は分かっていた。1990年代以降、大陸と台湾の档案機関(一次史料を保管する文書館)が近現代史に関連した史料を大量に公開ないし刊行したことによって、近代史研究が大きく邁進した。

そこで、「台湾における中国近現代経済史研究を先導する若手の代表格」(金丸, 1999)と高く評価される林美莉による研究成果があった。林は台湾の総統府に直属する中央研究院近代史研究所档案館所蔵の經濟部商業司档案、および上海市会計師公会档案を利用して、会計師の黨員資格をめぐる会計師(公会)と政府との交渉の史実を初めて明らかにした。林は「專業与政治：上海会計師公会与国民政府的互動, 1927-1931」を題する論文の中で、「近代的な専門知識と専門家団体はどのように近代中国に移植し発展したのか、という視点から出発して、上海の会計師を研究対象とし、彼らが北洋政府と国民政府の政權交代期間において、……どのようにしてそのプロフェッショナルな地位の確立を政權に対して働きかけ、獲得したのか、その訴求過程を分析する」。

国民政府は1920年代の大都会上海を財政収入の重要地域として考えていた。民国時期における会計師業の発展にとっても上海会計師公会¹²は最も重要な存在である。その原因は上海会計師の学問的素養のほか、その人数の多さにある。したがって、国民政府が政權取得当初、行政業務を推進するため、上海会計師の助けを必要とした。

1927年8月、財政部は将来の財政業務を計画し、今後北洋政府期の各地方政府を接収する上で、各地方政府の財政収支状況を把握するために、新興の会計師に帳簿検査の責任を担ってもらうことを表明した。また、政權御用の会計師になってもらうため、財政部は『会計師注册章程』および『会計師覆驗章程』を制定する時、過去に会計師執務証保有者の覆驗作業や、新たな申請案件の登録作業に対して、会計師業務従事者は中国国民党黨員でなければならないことを明文規定することにした。

財政部は会計法規制定に関する文書を政府に送り、国民党政府は早速財政部の会計師関連章程を批

准し、1927年8月22日にて公布実施した。

国民政府が入党の手段をもって会計師を受け入れるというやり方に対して、上海の会計師たちは学術理論の陳述や、当時上海における他のプロフェッショナルな職業人に対して入党を要求する明文規定がないという事実をもって、国民政府に対して当該既成規定を撤回するように力説した。

国民政府が会計師を党職官僚に仕立てるというやり方は、会計師が一貫して標榜していたプロフェッショナルかつ公正なイメージを損ない、また黨員条件を引き受けることになると周辺の反発を引き起こさせかねないと考えられていた。しかし一方では、この時期において、会計師公会は国民政府から相応な地位の承認を希求していたため、政府との正面抗争を避け、理性的な説得と細心の注意を払って政府と交渉することにした。

9月27日、上海会計師公会は財政部に送った文書の中に、会計師が入党の必要がないとの理由について、つぎのように述べた。会計師はエンジニア、医師、建築師と同様に技術的な専門職に属し、特に律師(弁護士)と類似する存在である。弁護士に対して国民党黨員でなければならないという制限を設けていないのに、なぜ会計師に対してこのような制限を課すのかと力説した。

財政部は当該文書を受理した後、10月2日、公会に「審議のため中央党部に呈した」と回答した。

そこで、上海会計師公会は10月12日、潘序倫が執筆した長文を直接政府に送り、国民政府に対して既存の規定の撤回を訴えた。

潘は、上申書の中でつぎのように分析した。国民政府の黨員要件に関する規定には2つの解釈方法があると考えられる。一つ目は、「会計師になる者は、黨員に限る」、二つ目は、「会計師になろうとする者は入党しなければならない」。

一つ目の解釈に従えば、会計師が黨員の特許職業であると思われ、誤解を招きかねない。会計師は専門的(学術的)な職業として、その性質は律師(弁護士)、医師、教師、エンジニア、建築師と類似する。孫文の「以党治国」(党を以て国を治める)政策は、黨員が大衆を牽引することであって、黨員が大衆の職業まで占領することではない。したがって党政と直接的な関係のない事業について、すべて黨員が就任しなければならないという必要はない。しかも、現行の党章政令に依ると、各党部と政治訓練部の人員だけは、黨員を以てそれに就任しな

12 上海会計師公会の設立経過、名称、人数などについては杜(2008)を参照されたい。

ければならないと規定しており、その他各級別の行政長官は、党員に限らないことになっている。たとえば、律師（弁護士）、医師、教師、エンジニア、建築師などの職業について、全く党籍加入の規定はない。会計師業と党政との関係は、行政官僚、学校の教師および弁護士と党政との関係ほど、密接的ではない。会計の法規に党員加入要件を設けると、「以党治国」の遺志からかけ離れすぎ、適用すべきではない。

二つ目の解釈に従えば、会計士になろうとする者は入党しなければならない。このことをもって、党の拡大方策とし、党員人数の増加を図ろうとするのは、強引に人々に入党を押しつけるきらいがある。やむを得ず入党させられた者は、党に対して必ずしも情熱的で、強い信仰があるわけではなく、たとえば入党したとしても、このような形だけの党員は精神的に閑散になりかねない。これは中央党部による厳格な党員選択の主旨と背馳することになると思われる。また、党の統治のもとで、如何なる人でも党綱党義に反する行為があってはならない。このことは、会計師のみならず、行政官僚、学校教師、ないし律師（弁護士）、医師、エンジニア および一般国民もそうでなければならず、党員資格をもって制限する必要はない。

最も重要なことは、会計師は律師（弁護士）、医師、エンジニア、建築師等と同様に専門的（学術的）な職業であって、この類の職業が人々からの尊敬を受けている理由は、彼らが一生の時間をかけて、全身全霊をもって本業の学術を研鑽して人類の幸福のために尽くすからである。このような学術上の職業に従事する人は、一部の弁護士を除き、政治活動に関わることは滅多にない。それは本業をおろそかにしないためであった。したがって、一般の専門職業人に対して、党員を制限条件とすべきではなく、また彼らの入党を奨励する必要もない。

10月18日、中国国民党中央特別委員会は党員要件の撤回を要望する議題について討議し、「会計士になる者は国民党党員に限る必要はない」ことを決議し、『会計師注冊章程』を改訂し、10月22日に布告をもって周知させ、同時に会計師公会に対しても文書をもって通知した。したがって国民政府が最初に企図した会計士の入党政策は、公布後2ヶ月で放棄を宣告せざるを得なかったことになったのである¹³。

入党問題をめぐる往復書簡の検討を通して、林はつぎのように分析した。「上海会計師公会は国民政府との接触過程において、一方では、彼らは新政府に対して大きな期待を寄せており、特に政治の力を通して相応の法的権限を獲得し、もって業務範囲を保障また開拓しようと期待していた。もう一方では、彼らは自身のプロフェッショナルな地位および尊厳に誇りをもち、自身の専門能力は新政府の政権運営に役立つと自負する。しかし、彼らは、入党しなければならないということで、社会から独立自主のプロフェッショナルな地位を失ってしまっているのではないかと、そう判断されることを極力避けたかった。それ故、彼らは辛抱強く専門的・学術的重要性を強調し、その立論は最終的に国民政府当局に受け入れられたのである」（林、2006）。

5 おわりに

近代中国における公認会計士制度の始まりは、日本留学の謝霖が、大正期の日本における職業会計士制度創設の動きに触発され、政府に提言したことによるものである。民国時期という混乱期にあたったため、会計の行政官庁が頻繁に変わり、それでも当時の会計人たちの努力によって、会計士関連法規が途切れなく整備されていった。

しかし、中国旧来の商慣行では、帳簿を外部者の会計士に見せることは企業情報の漏洩になる、また監査を受けることは不名誉なことであると考えられていた。この一因もあって、実務では、職業会計人本来の業務である監査、証明業務は少なかった。

会計士業発展のため、とりわけ業務範囲を開拓するためには職業会計人は政府に期待を寄せながらも、自身のプロフェッショナルな地位および尊厳を守ったのである。その一つの例は会計士の党員資格をめぐる政府との交渉である。

日本は西洋発祥の職業会計士制度や西洋的監査思考を自国に移植する先輩格の国である。大正期の日本と民国時期の中国における職業会計士制度の比較は今後の課題にしたい。

参考文献

- 日本語
 有本邦造（1930）『支那会計学研究』大同書院
 大島正克（1998）「中国国民革命期における中華民国の近代会計制度の生成と発展」『亜細亜大学

13 1927年8月22日から10月22日までの2ヶ月間、党員資格制限をめぐって展開された会計人と政府との交渉過程を、歴史的史料の発掘と整理を通じて明らかにさせたのは林が初めてであろう。日本に紹介されたのは本文が初めてであると思われる。

- 経営論集』第33巻第2号
 金丸裕一 (1999) 「翻訳 林美莉「近年の台湾における抗日戦争期経済史・社会史研究の動向」『立命館経済学』第48巻第2号
 邵 藍蘭 (2011) 「中国における初期の簿記書」『経営論集』No.3, 札幌学院大学
 邵 藍蘭 (2012) 「徐永祚と中式簿記の改良」『経営論集』No.4, 札幌学院大学
 邵 藍蘭 (2013) 「民国時期における日中会計の交流」『経営論集』No.5, 札幌学院大学
 職業会計人史編纂委員会 (1972) 『近代職業会計人史』社団法人全日本計理士会
 日本公認会計士協会 25年史編さん委員会 (1975) 『公認会計士制度二十五年史』日本公認会計士協会

計師事業 (資料汇编) 湖北人民出版社, 2011年, 所収)

(しゃお らんらん 財務会計論)

中国語

- 杜恂誠 (2008) 『近代中国鑑証類仲介業研究——上海の注册会計師』上海财经大学出版社
 林美莉 (2006) 「專業与政治：上海会計師公会与国民政府的互動, 1927-1931」, (朱蔭貴, 戴鞍鋼編『近代中国：經濟与社会研究』復旦大学出版社, 所収)
 潘序倫 (1933) 「中国之会計師職業」『立信會計季刊』第2巻第1・2号, (魏文享編『民国時期之專業会計師論會計師事業 (資料汇编) 湖北人民出版社, 2011年, 所収)
 魏文享 (2007) 「“昭股東之信仰”：近代職業会計師与公司制度」『華中師範大学学报』第46巻第4期
 魏文享 (2012) 「市場, 知識与制度：晚清民初職業会計師群体的興起」『華中師範大学学报』第51巻第2期
 奚玉書 (1939) 「我国会計師事業之發展」『公信會計月刊』第2巻第6期, (魏文享編『民国時期之專業会計師論會計師事業 (資料汇编) 湖北人民出版社, 2011年, 所収)
 謝霖 (1941) 「中国之会計師制度」『青年之声』光華大学, 第3巻第1期, (魏文享編『民国時期之專業会計師論會計師事業 (資料汇编) 湖北人民出版社, 2011年, 所収)
 徐永祚 (1933) 「中国会計師事業」『會計雜誌』第2巻第1期, 1933年7月, (魏文享編『民国時期之專業会計師論會計師事業 (資料汇编) 湖北人民出版社, 2011年, 所収)
 徐永祚 (1936) 「中国之会計師事業」『実業季刊』第1期, (魏文享編『民国時期之專業会計師論会